／	／	／	／	／	／	／	／	／	／

回　　覧

令和２年５月４日

自治会の皆様へ

蔵持町里自治会

５月度役員会議事・連絡事項

日　時　　令和２年５月３日（土）１９：００～
場　所　　里コミュニティセンター

自治会長挨拶

本格的な農繁期に入る一方、連休が昨年とは全く様相が変わった中で、区民の皆さまにおかれましては、ご多忙でお疲れのところご苦労様です。

また、先月はこのような時期にも拘わらず各組で組会議等話し合いをもって頂きありがとうございました。

今後とも自治会委員の皆様のご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願い致します。

議題

① 令和２年度（令和元年度）賦課金・協力金の徴収について

- ５月末を目途に上期分の賦課金の納付をお願いします。各組長さんは、各家宛の賦課金徴収票をもとに上期分の徴収をし、５月末を目途に会計まで納入してください。
- 協力金については企業等へ、お願いと請求書を書記と会計が持参して出向き徴収に当たります。

② まちづくり委員会より

- すでにお知らせしたように今年度の町づくり委員会定期総会は中止となり書面表決へと変更になりました。委員の皆さんはよろしくお願いします。
- ６月７日(日)に予定していましたクリー作戦は中止となりました。【回覧文書】
- その他 4~5 月中に予定されていた諸行事、夏の名張花火大会等、軒並み中止となりました。
- ご承知のように、現在新型コロナウイルス感染症の脅威により地域の活動や区民の生活が深刻な影響を受けています。まるで世界の景色が一変したようです。

全国的には専門家会議によるとなお「持続可能な国民の取り組みが必要」です。県内では感染の確認数は 45 例（最新 4/24）、死者 1 人となっており、北勢、中勢が中心です。伊賀保健所管内では県内 2~7 例目(3/11)に続き 12 例目(4/1)以来約 1 か月確認されていません。関係者、住民の努力で何とか持ちこたえていると言えるのかもしれませんが、ここで警戒を緩めてしまう訳にはいきません。**警戒はいくらしてもしすぎることはありません。**

また、市長が、**感染者への差別や誹謗中傷など「絶対あってはならない」**と市民に訴えている(4/24)ことも大変重要です。一方で、当地区のように、検査や治療のための資源が限られた地方の町で感染の広がりを許せば取り返しのつかない深刻な状況を招きます。外出や移動、経済活動の自粛、制限等、厳しい状況が続き本当にしんどいですが、**引き続き感染予防対策を最優先課題とし**、そのことで他の課題は犠牲にせざるを得ない場合もあるということでご協力をよろしくお願いします。

③ その他報告事項

- 6 月 14 日（日）新設歩道の草刈りを予定しています。今回は工事が始まった個所を除く宮橋東部についても対象となります。詳細については後日【回覧文書】を配布。また 6 月の役員会(1 週間前)で詳しい打ち合わせ。
- 緊急連絡先名簿（毎年名簿作成の為）へのご協力ありがとうございました。提供された情報について一部更にお聞きする場合がありますので、ご協力よろしくお願いします。
- 市委託業務日誌は里コミュニティセンターの行事黒板(交換しました)横のポストに常置。記録するのは 3 種類の業務（巡回 2 か所とスクリーン清掃）についてのみ。
- 4 月 23 日（木）（里区要望に関わる協定に基づき）県道横断管のカメラ調査を実施。今後は調査結果に基づき配管の整備や更なる改善を要望していきたいと思います。
- 区内の U 字溝等で改修が必要な個所がありました。他にも問題があれば行政側に要望しますので役員までお知らせください。
- 浄化センター施設内水路の浚渫作業(5/12)。
- 「古布・繊維類の引き取り停止のお願い」。
- 回覧文書(上記以外)。

※ 以下についての報告は、「5 月度役員会議事・連絡事項(続)」として後日回覧いたします。

- 4 月 28 日
- 4 役提案についての各組での話し合い。

※次回自治会役員会　６月７日（日）１９：００～

／	／	／	／	／	／	／	／	／	／

回　　覧

令和２年５月８日

自治会の皆様へ

蔵持町里自治会

５月度自治会役員会議事・報告事項（続）

新副市長らの訪問、４役との意見交換

４月 28 日（火）13:30~、里コミュニティセンター

出席者：［市側］副市長 森上浩伸氏、上下水道部長 山森幹氏、下水道建設室長 栗原純之氏

［区側］岩本、高山、中森

最初に市側から、3 月末の協定書調印を受けて、市行政に対する協力への感謝と里区要望事項の実現に向けての決意表明がありました。

区側は最初に、内水排除ポンプへの農道等の舗装に当たって、区の負担金という問題が突然浮上したことは双方の信頼関係を危うくしかねないと遺憾の意を伝え、善処を求めました。市からは持ち帰って区の意向に沿えるよう努力、検討したいとの返答を得ました。

続いて、浄化センター増設をめぐる市区の合意により新たな段階を迎え、改めて問題の原点を確認致しました。そのうえで、下水道管網と一体となった永続的な「迷惑」施設を受け入れるに至った区の立場、苦労や負担を認識してもらうことが重要であること、そしてこれらは今なお区民の間で世代を超えて広く共有されており、十分な配慮をもって対応いただきたいと要望しました。

今後は、過去に積み残された諸課題、今回合意を得た要望の具体化、実現に向け未来志向で取り組んでいき、ネガティブな施設と地域の発展は立派に両立できるということを証明できるようにしていきたい、そうすれば市にとっても区にとっても喜ばしいことだと話し合いました。

最後に、そのための総括的な窓口となるようなスタッフをもうけてほしいと要望しました。市からは前向きに検討したいとの回答をいただきました。

以上、対策委員会や先輩たちがこれまで苦労して積み上げてきた成果や経験、到達点を市側と改めて確認する機会となりました。

各組での話し合い等を受けて

＜各組からの報告＞

- ◆ 業務の分担については 4 役提案どおりということでご了承いただきました。
- ◆ 一斉作業ではない、組担当業務への手当は概ね了承されました。
- ◆ 歩道草刈りや道づくりに際しての組への手当支給（参加者一人 1,500 円分）及び出不足金の廃止については、1 つの組が組として反対で総会案件とすべきとのご意見でした。

他の１つの組では賛否、意見が分かれ、残りの他の５つの組は原案に対して概ね賛成ということでした。

＜役員会で話し合って確認したこと＞

収入の活用　　将来の不透明感や不安が増す時代にあって将来世代のためにそれを少しでも残しておこうという意見も当然です。一方で現役世代の負担という問題ですが、休日は日曜だけという人も少なくない中で、貴重な休息の時間を区のためならばと奉仕してくれることへの何らかの配慮も必要です。さらに、区の事業による収益は税務署に申告すべき、との市からの指導があります。被課税額を抑制するためにも、収入の一部を労務費等に支出し、経費として計上できるようにしていきたいと考えます。いろんな方面からの助言を得ながら進めてまいります。

出不足金　　4 役にとっては意外でしたが、それをなくせば作業を欠席しようとする誘因になると心配する意見も複数出されました。また、身体的等やむを得ない理由で欠席せざるを得なかった時、出不足金で償えないのは心苦しいという意見もいただきました。一方で、年齢等作業免除の可否の判断を組長さんに委ねることの問題も挙げられました。

確かに今回の提案は、参加者は十分に報われない一方で、参加しなかった人には心の負担を強いる中途半端なものです。本来ならば両者の間に相応の差が設けられて然るべきです。しかし今回については、収入は貯蓄すべしという意見があることに配慮し、このような提案になりました。多様なご意見がある中で何とか妥協点を探ったものとご理解いただけましたら幸いです。

という次第で、役員会としては今回については当面提案通りの方針でやってみる、そして然るべき段階できちんとした総括を行なって見直すべき点があれば見直そう、ということで合意しました。自治会規約第 25 条（役員会は、「総会の議決した事項の執行に関する事項」を議決）及び第 6 章の各条項（「活動に伴う収入」「会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める」「本会の経費は、資産をもって支弁する」等）に基づき以上を役員会で議決いたしました。様々な課題が控えていますが、皆さん方のご理解、ご協力をよろしくお願いします。

【その他追加連絡事項】

・「蔵持町里開発造成・建設工事」　　立地法に基づく住民向け説明会については、法律で義務づけられているものではあるが、多人数が予想される集会ができない中で行政の指導・指示待ちの段階であるとのことです。

・地縁法人化　　市の地域経営室の指導をうけながら更に整備を進めていますが、年度末にかけての作業となります。

・西光寺さん駐車場工事（里 2174）　　工事車両の頻繁な出入りや周辺への影響がない私有地内での工事ということです。また、里区対市要望事項の一つである地区内狭隘道路の拡幅のために土地の一部を協力したいと申し出ていただいています。同問題について準備委員会を立ち上げ検討する予定です。